

# 第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方等

## I はじめに

### 1 計画策定の趣旨

- ギャンブル等については、多くの人々が競馬などの公営競技やぱちんこ等を健全に楽しんでいる一方で、のめり込むことによりギャンブル等依存症と呼ばれる状態に至り、ギャンブル等依存症である者及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。
- また、ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能である一方、ギャンブル等依存症である者や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、医療機関及び相談支援体制が乏しかったり、治療及び支援に関する情報を得る機会が十分でないなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が適切な治療及び支援につながり難いことがあります。
- そうした中、国において、2018年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）が施行されました。基本法は、ギャンブル等依存症対策に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、関係事業者、国民等の責務及び国や地方公共団体が取り組むべき基本的施策等を示すことにより、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的としています。
- また、基本法においては、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定のうえ、少なくとも3年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更することが国に義務付けられました。
- 都道府県についても、「基本計画を基本とするとともに、都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するように努めること。」とされたとともに、少なくとも3年ごとに都道府県の計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならないこととされました。
- このような状況を踏まえて、本県では、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進するため、2020年3月に「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」、2023年3月に「第2期愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下「第2期県計画」という。）を策定しました。
- このたび、国は基本計画について、前回の変更から約3年が経過したこと等に伴い、所要の検討を加え2025年3月に変更しました。（2025年3月に変更した計画を、以下「2025年基本計画」という。）本県も同様に、2025年基本計画を基本としつつ、県の実情を踏まえて、本計画を策定するものです。

- 本計画に基づき、国、市町村、関係事業者及び支援機関等と連携し、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援を充実させることにより、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指していきます。

## ◇ギャンブル等依存症対策基本法（抄）

### ○ギャンブル等依存症対策基本法の目的（第1条）

（前略）ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

### ○ギャンブル等依存症対策基本法に定める基本理念（第3条）

- 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 2 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

### ○都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（第13条）

- 1 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。
- 2 略
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第23に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

### ○ギャンブル等依存症対策基本法に定める基本的施策（第14条～第23条）

① 教育の振興等	⑥ 民間団体の活動に対する支援
② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施	⑦ 連携協力体制の整備
③ 医療提供体制の整備	⑧ 人材の確保等
④ 相談支援等	⑨ 調査研究の推進等
⑤ 社会復帰の支援	⑩ 実態調査

## ◇国のギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について（2025年3月）

### ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について①

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

#### 現状

- ・コロナ禍を経て公営競技のオンライン化が一層進行（売上げの8～9割がインターネット投票）
- ・地域における関係機関間の更なる連携強化が必要

#### 今後の取組

##### 1. 公営競技のオンライン化への対応

オンラインで行われるギャンブルにはギャンブル等依存症につながりやすい特徴があるとの指摘がある。

- (例)
- ・時間や場所を選ばずにアクセスができる。
  - ・実際に金銭を賭けている感覚が乏しくなる。
  - ・より短期間により多額の借金を抱える傾向がある。



- ① アクセス制限制度等の利便性向上及び効果的な周知  
(例) ・申請のオンライン化等利便性の向上を検討  
・医療・相談の現場と連携し、当該制度を積極的に紹介し、活用を促進
- ② インターネット投票データ等を分析し、効果的なギャンブル等依存症対策につなげる。
- ③ クレジットカード等後払い決済の見直しの検討

##### 2. 若年者対策の強化

医療・相談現場において、若年者からの相談が増加しているとの指摘がある。



- ① 動画等の資料を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化
- ② 若年者への普及啓発の観点から、地域において教育委員会等との連携を強化
- ③ 各相談窓口において、電話に加え多様な相談手段を検討

##### 3. 依存症対策の基盤整備等

- ① 地域における専門医療機関等の整備の推進
- ② 多重債務問題等の観点から、地域の相談拠点と司法書士等の連携を強化
- ③ 宝くじについて、ウェブサイトにおける取組の強化、広告・宣伝の在り方の検討など、自主的な取組を推進

1

### ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について②

#### 現状

- 近年、オンラインカジノサイトへのアクセス数の増加とこれに伴う依存症の問題が強く指摘されており、取締りに加え、関係省庁が連携し、
  - 1 オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育
  - 2 オンラインカジノサイトやインターネット上における広告・紹介サイトへのアクセスの抑止
  - 3 オンラインカジノへの送金やオンラインカジノでのクレジットカード決済の抑止等の対策を推進する必要

#### 今後の取組

##### 1. 取締りの強化

- オンラインカジノを含めたオンライン上で行われる賭博事犯に対しては、賭客のみならず収納代行業者やアフィリエイト等、オンライン上で行われる賭博の運営に関与する者の取締りを強化

##### 2. オンラインカジノの違法性等の周知

- ポスターやSNS等を活用し、広く違法性の周知等を推進するとともに、青少年向けのリーフレットや「インターネットトラブル事例集」等の資料や非行防止教室等の機会を活用するなどして、青少年への教育・啓発を実施

##### 3. オンラインカジノサイトへのアクセス対策

- 「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」やその解説に準じて、オンラインカジノの広告表示や紹介サイトの開設の禁止等適切な対応をとるよう、事業者に普及啓発を実施。また、情報流通プラットフォーム対処法の早期施行に向けて準備を進めるとともに、施行後には大規模プラットフォーム事業者による違法・有害情報の削除等の運用状況の透明化が図られるよう、適切な運用を推進
- 広くフィルタリングの普及啓発を実施するとともに、事業者に働き掛け、フィルタリングの導入を推進。また、依存症患者への治療の現場においてフィルタリングの活用についても検討されるよう、医療従事者への周知を実施

##### 4. オンラインカジノの決済手段対策

- オンラインカジノへの送金やオンラインカジノでのクレジットカード決済の抑止のため、事業者等に対する注意喚起、要請等を実施

※ 上記の取組は、違法オンラインカジノ対策に関する関係省庁連絡会議の関係省庁において政府横断的に実施

2

出典：内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局ウェブページ

## 2 計画の性格、期間、基本理念等

### (1) 計画の性格

本計画は、基本法第13条に規定される「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」です。

### (2) 計画の期間

本計画の期間は、2026年度から2028年度までの3年間とします。

### (3) 計画の基本理念

本計画においては、ギャンブル等依存症対策を推進するため、以下の基本理念を定めます。

- ア ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策と円滑な日常生活及び社会生活への支援
- イ 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

### (4) 取組に関する基本的な考え方

基本理念の実現に向け、以下の基本的な考え方にに基づき、具体的な取組を進めます。

#### ア PDCA サイクルによる計画的な不断の取組の推進

本計画に定める施策の目標については、適時にその達成状況を調査し、進捗状況を把握し、その対策の効果の評価や国が行う実態調査の結果等を踏まえて、計画の必要な見直しを不断に行います。

#### イ 重層的かつ多段階的な取組の推進

ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための措置を適切に講ずる必要があり、重層的かつ多段階的な取組を推進していくことが重要です。このため、本計画においては、教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及、ギャンブル等依存症の予防等に資する関係事業者の取組、相談支援等の推進、医療提供体制の整備、社会復帰支援など、様々なアプローチによる取組を推進します。

#### ウ 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連する（ギャンブル等依存症及び関連して生ずるこれらの問題を、以下「ギャンブル等依存症問題」という。）ことに鑑み、ギャンブル等依存症問題の関係機関及び民間団体等は、相互に連携・協力しながら総合的にギャンブル等依存症対策に関連する取組を進めていくことが重要です。このため、本計画においては、これらの連携体制の整備を図るために必要な施策を講じます。

## (5) SDGs (持続可能な開発目標) を踏まえた計画の推進

SDGs (エス・ディー・ジーズ<Sustainable Development Goals>)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは開発途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものです。本県は、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、2019年7月に「SDGs未来都市」に選定され、SDGsの達成に向けた取組を推進しています。

本計画を推進するに当たっては、SDGsの目標達成に資するよう、意識して基本施策に取り組み、豊かで活力ある未来を創ります。



### 3 国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）等の責務

- 基本法では、国、地方公共団体、関係事業者（ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者）、国民、医療・保健・福祉・教育・法務・矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者のそれぞれの責務が定められています。
- 県は、本計画に基づき、国や市町村及び他の機関、民間団体と積極的に連携し、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

#### 《それぞれの責務》

##### ＜国＞

- 基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、実施する。

##### ＜地方公共団体（県及び市町村）＞

- 基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。

##### ＜関係事業者＞

- 国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止（以下、ギャンブル等依存症の「予防等」という。）に配慮するよう努める。

##### ＜国民（県民）＞

- ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努める。

##### ＜ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者＞

- 国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努める。

## II 本県のギャンブル等をめぐる状況

### 1 ギャンブル等の状況

#### (1) 県内の公営競技の状況

県内に所在する公営競技場は以下のとおりです。

	競技場名 (所在地)	競技施行者	売上の推移 <sup>注)</sup> (百万円)		
			2017年度	2020年度	2023年度
競馬	名古屋競馬場 (弥富市)	愛知県競馬組合	31,530	58,642	81,075
	中京競馬場 (豊明市)	JRA 日本中央競馬会	23,880	3,489	13,799
モーター ボート競走	ボートレース 蒲郡 (蒲郡市)	蒲郡市	83,302	133,175	162,455
	ボートレース とこなめ(常滑市)	常滑市・半田市	35,852	52,768	64,806
競輪	名古屋競輪場 (名古屋市)	名古屋競輪組合	12,927	26,068	25,667
	豊橋競輪場 (豊橋市)	豊橋市	12,639	19,282	25,805

注) 中京競馬場についてはオンライン売上を除く

#### (2) 県内の遊技業の状況

県内に所在する遊技場店舗等の状況は以下のとおりです。

	店舗数	機械設置台数		
		ぱちんこ遊技機	回胴式遊技機	合計
2017年度	583 か所	181,877 台	108,802 台	290,679 台
2020年度	492 か所	161,783 台	103,828 台	265,611 台
2023年度	382 か所	136,831 台	91,960 台	228,791 台

出典：全日本遊技事業協同組合連合会ウェブサイト（各年度12月31日現在）

## 2 ギャンブル等依存症問題の状況

#### (1) ギャンブル等依存症とは

- 依存症とはやめたくてもやめられない状態に陥ることであり、その種類は大きく分けて「物質への依存」と「プロセスへの依存」の2種類があります。ギャンブル等依存症は特定の行為や過程に必要以上に熱中し、のめりこんでしまう「プロセスへの依存」にあたります。
- 基本法においては、ギャンブル等依存症を、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活または社会生活に支障が生じている状態」と定義し、医学的な側面に限らず、社会的な側面にも着目して、支援を必要とする人たちに対し、対策がとられるようにすることをその趣旨としています。

#### (2) ギャンブル等依存症の状況

##### ア ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査

2023年度に独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターにおいて、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握をするため、基本法第23条に基づく調査が行われています。

同調査では、調査対象者の過去1年以内のギャンブル等の経験の評価結果から、「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を、成人の1.7%と推計しています。

なお、同調査の対象年齢は、18歳から74歳で、「ギャンブル等依存が疑われる者」の男女別割合は、男性2.8%、女性0.5%です。本県の推計人口(2024年10月1日現在)に、この年齢・割合をあてはめた場合、男性は約7万5千人、女性は約1万3千人、全体で約8万8千人となります。

#### イ 2024年度県政世論調査「ギャンブル等依存症について」

(以下「2024年度県政世論調査」という。)

本県において、ギャンブル等依存症に関する県民の認識等を調査しました。

同調査は、2024年7月に無作為抽出により県内在住の18歳以上の男女3千人を対象として郵送で実施し、回収率は50.5%でした。本計画策定の基礎資料としています。

#### ウ 愛知県ギャンブル等依存症対策推進に関する調査

(以下「県内関係機関調査」という。)

本県において、ギャンブル等依存症に係わる医療機関・相談支援機関の現場の声を調査しました。

同調査は、2025年5月から同年6月に県内関係機関157箇所を対象として郵送・電子メールで実施し、回収率は75.8%でした。本計画策定の基礎資料としています。

### (3) ギャンブル等依存症問題の状況

基本法においては、ギャンブル等依存症にとどまらず、これに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題を広くギャンブル等依存症問題と捉え、その対策を推進することとしています。

ギャンブル等依存症問題については、各機関において相談支援等が行われており、その状況については、次のとおりです。

#### ◇ギャンブル等依存症問題に関する相談状況

表1 ギャンブル等依存症問題に関する相談状況(2023年度)

	全国	愛知県
精神保健福祉センターや保健所及び市町村に寄せられた「ギャンブル等」に関する相談件数 <sup>1)</sup>	27,598件	1,345件
財務局や地方公共団体に寄せられた「多重債務」に関する相談中、借金をしたきっかけが「ギャンブル等」であると判明したもの <sup>2)</sup>	財務局 452件 地方公共団体 912件	東海財務局 56件 県及び市町村 69件

1) 衛生行政報告例及び地域保健・健康増進事業報告による

2) 金融庁調査による

## ◇精神保健福祉センターにおける依存症に関する相談件数の推移

### ・全国

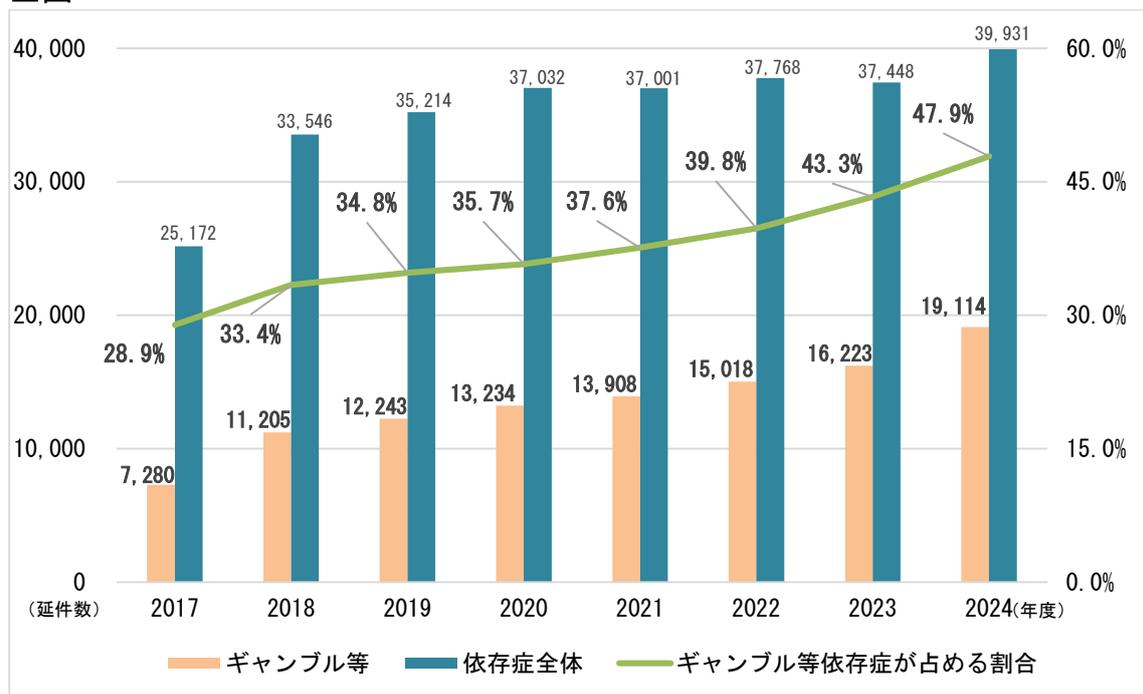


図1 精神保健福祉センターにおける依存症に関する相談件数推移（全国）

### ・愛知県 [名古屋市を含む]

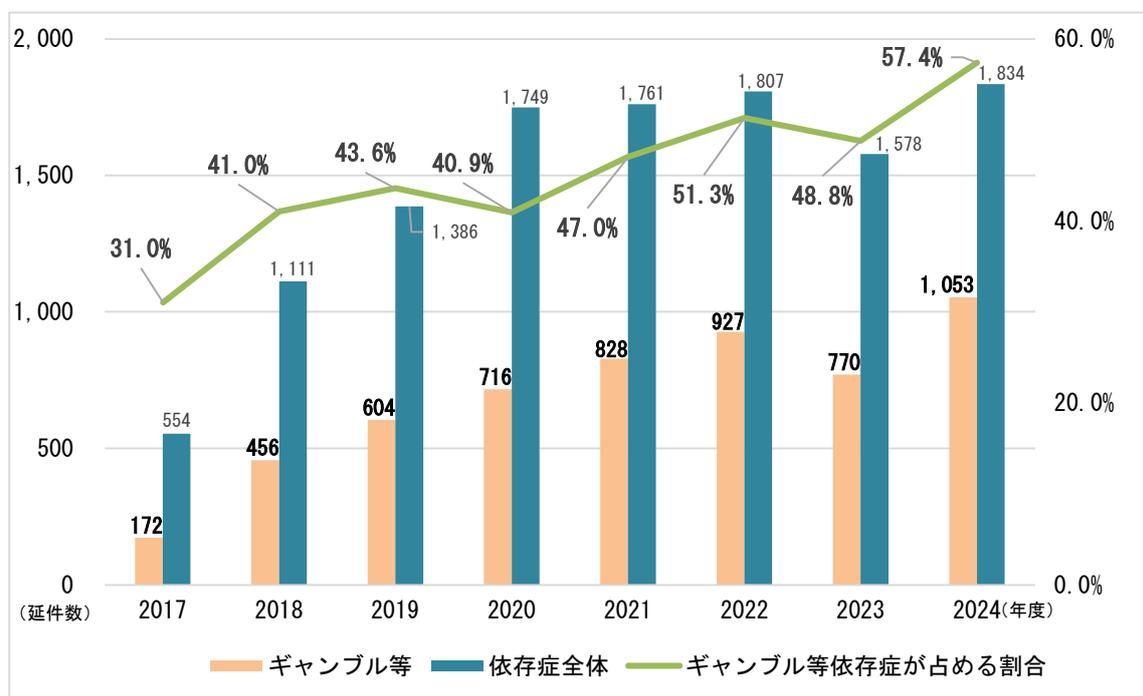


図2 精神保健福祉センターにおける依存症に関する相談件数推移（愛知県 [名古屋市を含む]）

本県におけるギャンブル等依存症に関する相談件数は年々増加し、2024年度には1,053件となっています。

また、依存症に関する相談のうち、ギャンブル等依存症が占める割合は、近年約50%前後で推移しており、全国と比較して高い水準となっています。

◇保健所及び市町村における依存症に関する相談件数の推移

・全国

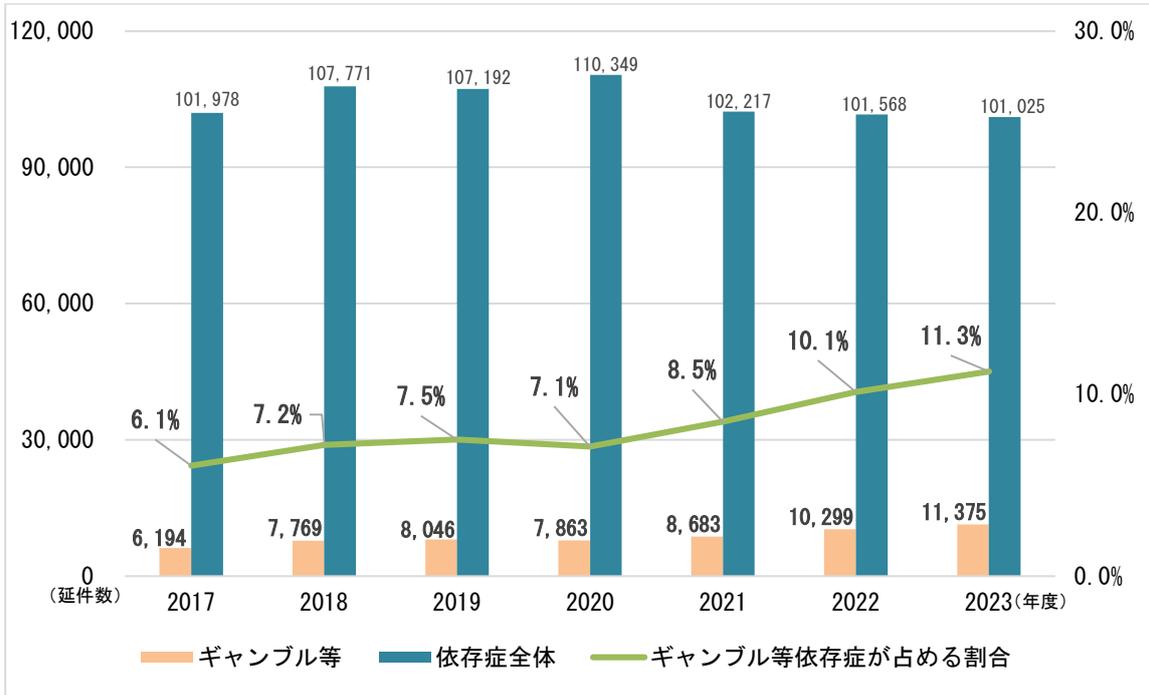


図3 保健所及び市町村における依存症に関する相談件数推移（全国）

・愛知県 [名古屋市を含む]

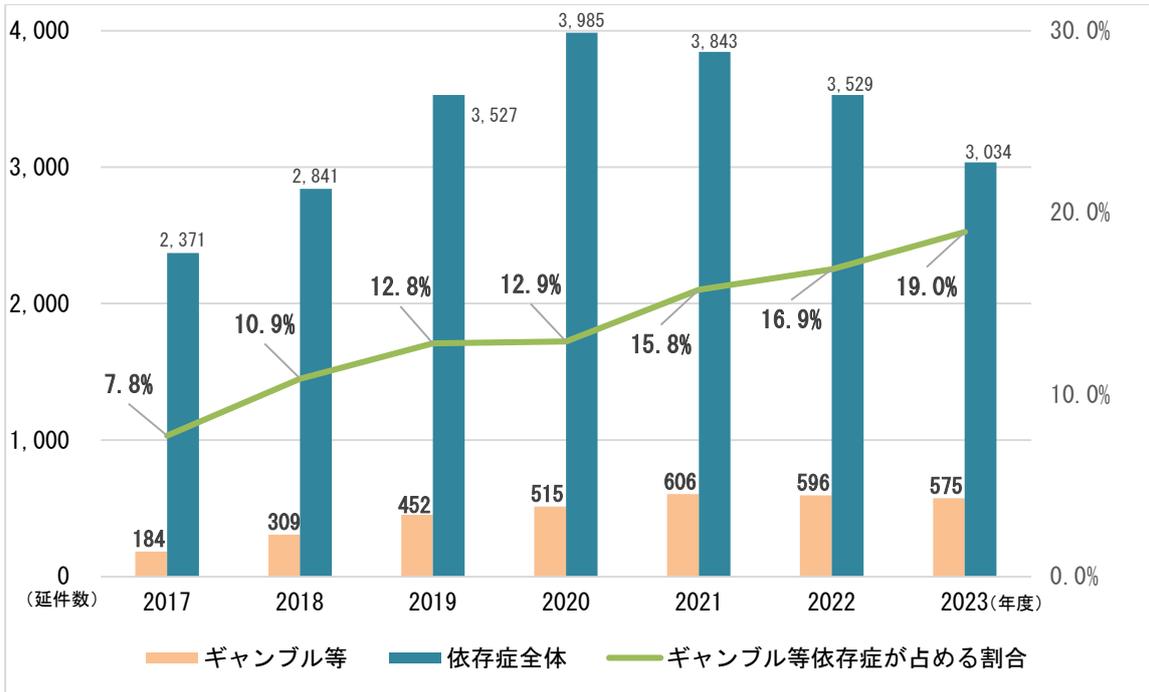


図4 保健所及び市町村における依存症に関する相談件数推移（愛知県 [名古屋市を含む]）

本県におけるギャンブル等依存症に関する相談件数は、2021年度以降、横ばいとなっています。

しかし、依存症に関する相談のうち、ギャンブル等依存症が占める割合は年々増加し2023年度は19.0%となっており、全国と比較して高い水準となっています。

◇愛知県精神保健福祉センターにおけるギャンブル等依存症に関する相談状況

・年代別推移

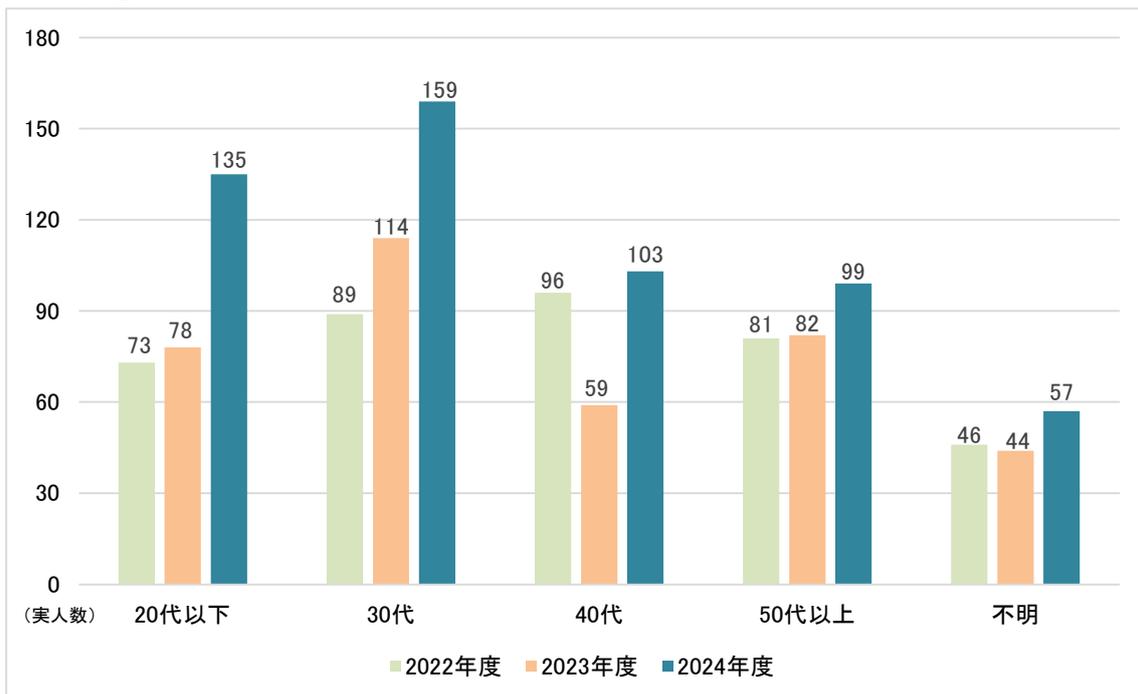


図5 ギャンブル等依存症に関する相談における相談対象者の年代（県精神保健福祉センター）

相談対象者の年代別相談件数は、20代以下及び30代が年々増加しており、特に2024年度の相談件数はそれぞれ135人、159人と大幅に増加しています。

・ギャンブル等の種別

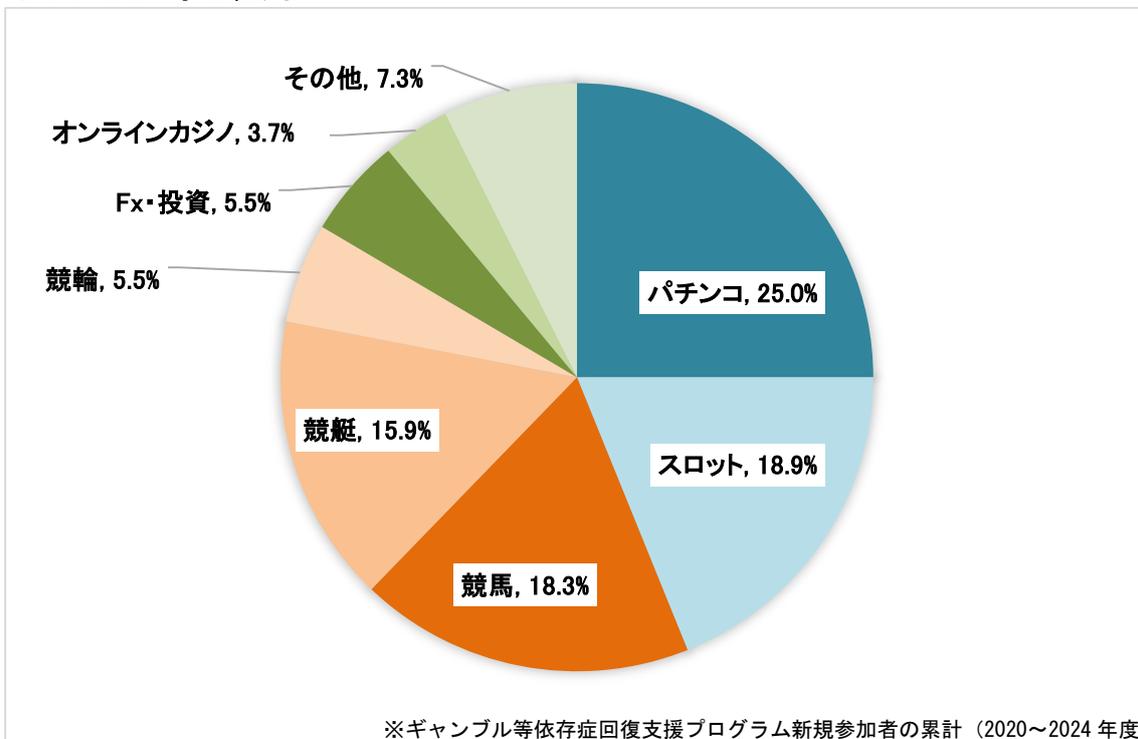


図6 回復支援プログラム新規参加者におけるギャンブル等の種別（県精神保健福祉センター）

ギャンブル等の種別は、パチンコ及びスロットが全体の43.9%を占めています。次いで、公営競技が全体の39.7%を占めていますが、そのうち一番多いものは競馬（18.3%）となっています。

### Ⅲ ギャンブル等依存症対策の方向性

ギャンブル等依存症対策については、基本理念及び基本的な考え方にに基づき、以下の4つの分野における対策を推進していきます。

#### 1 発症予防

- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、県民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、学校、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する広報活動並びに教育及び学習の振興等を通して、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及を行います。

また、動画等の資材を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化します。

- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、本人申告及び家族申告による利用制限や、20歳未満の者等の利用禁止等、関係事業者におけるアクセス制限等の取組の適切な運用及び医療・相談の現場と連携した周知を図ります。

#### 2 進行・再発予防及び回復支援

- ギャンブル等依存症の進行・再発予防には、早期発見・早期介入が重要であるため、ギャンブル等依存症問題に関係する様々な機関においてギャンブル等依存症である者及びその家族に対する相談支援の体制を整備し、関係機関等との連携により、早期に必要な支援につなげることができる体制づくりを進めます。
- ギャンブル等依存症である者が、適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備を行います。
- ギャンブル等依存症である者及びその家族が互いに支えあい、ミーティングや相談を行う自助グループ等の民間団体による活動等について、支援及び連携を進めます。
- ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰のため、支援関係者へギャンブル等依存症問題や相談支援機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。

#### 3 依存症対策の基盤整備

- 複雑かつ深刻化する依存症の問題に適切に対応するため、依存症対策センターを核にした総合的な依存症対策を推進するほか、包括的な連携協力体制の構築及び支援の実現並びに関係事業者における体制整備により依存症対策の基盤整備を図ります。
- ギャンブル等依存症を含む依存症の問題について、地域の実情に応じた施策を講じ、効果的に対策を進めていくための実態調査や研究等を実施します。
- ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、ギャンブル等依存症問題に関する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保及び養成を図ります。

#### 4 多重債務問題等への取組

- 多重債務問題を始めギャンブル等依存症に関連して生じるギャンブル等依存症問題等について対策を進めます。特に、オンラインカジノについて、アクセス数の増加とこれに伴う依存症の問題が強く指摘されていることを踏まえ、取り締まりに加え、オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育に取り組めます。

##### 【計画の体系図】

